

別表（第3条関係）

事業種目	補助事業者	事業実施主体	受益者	補助対象経費	補助率	備考
1 環境負荷軽減活動実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注－1）	以下の要件を全て満たす者 (1) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者 (2) 高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定を取得している者又は取得見込みの者（注－2）	(1) 農業取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農林水産大臣の登録を受けた天敵製剤、防が灯その他の化学合成農薬の使用低減に必要と認められる経費（ただし同一もしくは異なる種の天敵製剤を複数回導入する場合、製剤毎に1回使用量の最大量を補助の上限とする） （補助対象限度額 50万円/10a） (2) 常温煙霧機の導入に要する経費（ただし常温煙霧登録剤のある品目に限る） (3) 養液栽培における排液処理装置の導入に要する経費 （補助対象限度額200万円/10a）	3分の1以内	(1) 以下の資材等については品目に関わらず補助対象外とする ・微生物製剤 ・交信かく乱剤 ・UVカットフィルム ・粘着資材 ・循環扇 (2) 防虫ネットについては、ピーマン類・シシトウ類・ナス類では補助対象外とする (3) 天敵製剤の導入に要する経費を除き、同一経費への補助は過去事業を含め、1回限りとする (4) 天敵製剤については、以下のとおりとする ・ピーマン類・シシトウ類・ナス類では補助対象外とする ・天敵製剤の導入率が県域で60パーセント（前年度調査結果：環境農業推進課調べ）を超えている品目では、過去事業を含め、3回までとする ・その他品目については、令和7年度以降3回までとする
2 脱炭素実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注－1）	以下の要件を全て満たす者 (1) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者 (2) 高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定を取得している者又は取得見込みの者（注－2）	施設園芸において燃油の使用量及び二酸化炭素排出量の低減に有効なヒートポンプの導入に要する経費	3分の1以内	(1) 国の産地生産基盤パワーアップ事業「施設園芸エネルギー転換枠」を利用できない者に限る (2) ヒートポンプの導入によって燃油の使用量を15%以上削減できること (3) Iopクラウドに接続できる条件が整っている場合は接続すること (4) 施設園芸セーフティネット構築事業へ加入すること (5) 導入した機材は園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ当該施設の処分制限期間において加入を継続すること

（注） 1 「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体及び農業法人。

2 原則、事業実施年度内に認定を受けること。